

平成28年5月9日

各 位

会社名 築地魚市場株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉田 猛  
(コード番号 8039 東証第二部)  
問合せ先 執行役員経理部長 大竹 利夫  
(TEL 03 - 3541 - 6312)

単元株式数の変更及び株式の併合並びに  
これらに伴う定款中一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款中一部変更について決議するとともに、平成28年6月29日開催予定の第68回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式の併合について付議することを決議致しましたのでお知らせ致します。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって効力が生じることと致します。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、平成27年12月には、売買単位の100株への移行期限を『平成30年10月1日』と決定いたしました。

当社はこれに対応するため、本年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することと致しました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更致します。

(3) 変更の条件

本件に係る定款中一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款中一部変更は、下記2.に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

## 2. 株式の併合

### (1) 併合の目的

上記1. に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことと致しました。なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の8,000万株から800万株に変更することと致します。

### (2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の割合 平成28年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合致します。
- ③併合後の発行可能株式総数 8,000,000株（併合前：80,000,000株）  
なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成28年10月1日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

#### ④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	22,475,208株
併合により減少する株式の数	20,227,688株
併合後の発行済株式総数	2,247,520株

#### ⑤併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	206名(7.15%)	285株(0.00%)
10株以上	2,674名(92.85%)	22,474,923株(100%)
合計	2,880名(100%)	22,475,208株(100%)

本株式併合を行った場合、保有株式数が10株未満の株主様206名（その所有株式の合計は285株。平成28年3月31日現在。）が株主たる地位を失うこととなります。

#### ⑥1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却処分し、または自己株式として当社が買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します。

### (3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生じることと致します。

### 3. 定款中一部変更

当社の定款は、上記2.に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更後の定款案
(発行可能株式総数) 第5条 当社が発行可能株式総数は <u>8,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社が発行可能株式総数は <u>800万株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。 以下略	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。 以下略

### 4. 主要日程

平成28年5月9日	取締役会
平成28年5月中旬(予定)	取締役会(株主総会招集決議)
平成28年6月29日(予定)	第68回定時株主総会
平成28年10月1日(予定)	単元株式数の変更及び株式の併合並びに定款中一部変更の効力発生日

(参考) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日は平成28年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、各証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月28日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以上

### 添付資料

(御参考) 単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ&A

(御参考)

## 単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ&A

### Q 1. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 1. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その移行期限を平成 30 年 10 月 1 日にすることを公表いたしました。

以上を踏まえ、東京証券取引所に上場している当社としては、平成 28 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することと致しました。

一方、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことと致しました。

### Q 2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 2. 単元株式数変更及び株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成 28 年 5 月中旬 取締役会（株主総会招集決議）

平成 28 年 6 月 29 日 定時株主総会

平成 28 年 9 月 28 日\* 当社株式の売買単位が 100 株に変更

平成 28 年 10 月 1 日\* 単元株式数変更及び株式併合の効力発生日

平成 28 年 11 月上旬\* 株主様へ株式併合割当通知発送

平成 28 年 12 月初旬\* 端数処分代金の支払開始

\* 平成 28 年 6 月 29 日に開催予定の定時株主総会において、株式の併合に関する議案が可決された場合の予定です。

### Q 3. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 3. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は 10 分の 1 になる一方で、1 株当たりの純資産額は 10 倍になるからです。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1 株当たり 純資産額	資産価値		株式数	1 株当たり 純資産額	資産価値
<u>1,000</u> 株	<u>200</u> 円	200,000 円		<u>100</u> 株	<u>2,000</u> 円	200,000 円

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4.

【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた数(1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 28 年 10 月 1 日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1 に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却処分し、または自己株式として当社が買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します(具体的なスケジュールは Q 2. のとおりです。)

【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は 10 分の 1 になりますが、あわせて単元株式数の変更(1,000 株から 100 株への変更)を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		⇒	株式併合後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	2,000 株	2 個		200 株	2 個	なし
例 2	1,200 株	1 個		120 株	1 個	なし
例 3	555 株	なし		55 株	なし	0.5 株
例 4	7 株	なし		なし	なし	0.7 株

- ・例 2 及び例 3 では単元未満株式(効力発生後において、例 2 は 20 株、例 3 は 55 株)がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り制度がご利用できます。
- ・例 3 及び例 4 において発生する端数株式相当分(例 3 は 0.5 株、例 4 は 0.7 株)につきましては、当社が一括して売却し、または自己株式として当社が買い取り、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します。
- ・例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 5. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 6. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号： 0120-288-324（通話料無料）

受付時間： 午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

以 上